

令 6 技 管 第 3 8 6 号 の 3
令和 6 年 (2024 年) 9 月 4 日

県内関係業界団体の長 様

山口県土木建築部長

「工事成績評定要領」の一部改正について

平素より、本県の土木建築行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「工事成績評定要領」の一部を下記のとおり改正することとしたので、参考送付します。

記

1 改正点

評定の対象について、「請負金額が500万円を超える請負工事」を「当初請負金額が500万円を超える請負工事」とします。

2 適用

令和6年10月1日以降、入札公告又は指名通知する工事から適用します。

3 ウェブページ掲載場所

「山口県庁ホームページ」→「▷組織から探す」→「▷技術管理課」
→「監督・検査・評定関係」を参照してください。

技術管理課
工事検査班
担当：田中
TEL：083-933-3635